

## 岩手県県土整備部契約後V E方式試行要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、岩手県県土整備部が発注する建設工事に係る契約後V E方式の試行の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱における「契約後V E方式」とは、県営建設工事の契約締結後に、発注者が設計図書に指定した施工方法等（以下「標準案」という。）に対し、請負者からコスト縮減が可能となる施工方法等に関する技術提案（以下「V E提案」という。）を受け付け、発注者の審査で承認された場合、そのV E提案を基に施工することができる方式をいう。

### (対象工事)

第3 対象工事は、原則として、設計額が5億円以上の全ての工事とする。

2 設計額が5億円未満の工事については、次に掲げる事項を勘案して選定することができる。

- (1) 主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待できる工事
- (2) 比較的高度又は特殊な技術力を要する工事
- (3) 民間における技術開発の進展が著しい工事

3 対象とされた工事については、契約後V E方式である旨を工事請負契約書（以下「契約書」という。）に、追加条項（別紙1）として明示する。

### (入札公告等に明示する事項)

第4 V E提案を求める場合において、次の事項を各々に明示する。

(1) 入札公告及び入札説明書

- ① 当該工事が契約後V E方式試行の対象工事であること。
- ② V E提案の方法等の詳細を特記仕様書で明記していること。

(2) 特記仕様書（別紙2）

- ① 契約後V E方式の定義、V E提案を求める範囲、V E提案の提出、V E提案の審査、設計変更等、V E提案内容の取扱い、及び責任の所在等に関すること。
- ② V E提案を提出する際の様式(契約後V E提案書:様式-1~3)

### (V E提案を求める範囲)

第5 V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

2 次に掲げる提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- (2) 契約書第18条に基づき条件変更が確認された後の提案
- (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案
- (4) 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
- (5) 総合評価落札方式等の入札時に行った技術提案

(V E提案の提出)

- 第6 請負者がV E提案を行う場合は、その内容を明示した契約後V E提案書(様式- 1 ~ 3)を提出するものとする。
- 2 V E提案書の提出を受け付ける期間は、原則として、契約締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する35日前までとし、工期設定において15日間以上の提案準備期間が確保されるよう配慮する。
- 3 V E提案書等の提出に要する費用は、請負者の負担とする。

(V E提案の審査)

- 第7 提出されたV E提案は、別に定める県土整備部技術審査会において審査を行うものとし、必要に応じて、請負者から提案内容についてのヒヤリングを実施することができるものとする。
- 2 V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性及び標準案と比較した経済性等を評価し、V E提案の採否を決定する。
- 3 前項におけるV E提案の採否については、V E提案採否通知書(様式- 4)により、原則として、V E提案書の受領後14日以内に通知する。

(設計変更等)

- 第8 V E提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、発注者は設計図書を変更し、請負代金額を変更しなければならない。
- 2 前項の請負代金額の変更を行う場合においては、V E管理費として、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額を計上するものとする。
- 3 V E提案が適正と認められた後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、V E管理費については、原則として、変更しないものとする。
- 4 前項の場合、請負者に対してV E提案に対する変更提案を求めることができるものとする。

(V E提案内容の取扱い)

- 第9 V E提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく岩手県が発注する他の工事に、無償で利用することができるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(責任の所在)

- 第10 発注者がV E提案等を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った請負者の責任が軽減されるものではない。

(その他)

- 第11 この要綱に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

(別紙1)

契約後V E方式における工事請負契約書  
第19条(設計図書の変更)に係る追加条項

(設計図書の変更に係る乙の提案)

第19条の2 乙は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、甲に提案することができる。

2 甲は、前項の規定に基づく乙の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(別紙 2)

## 契約後 V E 方式試行に係る特記仕様書 (標準例)

(工事名 : \_\_\_\_\_ 工事)

### 1 対象工事

本工事は、契約後 V E 方式試行の対象工事である。

### 2 定 義

契約後 V E 方式とは、工事請負契約書 (以下「契約書」という。) 追加条項第 19 条の 2 に基づき、契約締結後に、発注者が設計図書に指定した施工方法等 (以下「標準案」という。) に対し、請負者からコスト縮減が可能となる施工方法等に関する技術提案 (以下「V E 提案」という。) を受け付け、発注者の審査で承認された場合、その V E 提案を基に施工することができる方式をいう。

### 3 V E 提案の範囲

(1) 請負者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

(2) 次に掲げる提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 契約書第 18 条に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案
- ④ 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
- ⑤ 総合評価落札方式等の入札時に行った技術提案

### 4 V E 提案等の提出

(1) 請負者が V E 提案を行う場合は、次に掲げる提案書類を発注者に提出しなければならない。

- ① 契約後 V E 提案書 (様式 - 1)
- ② V E 提案項目内容の詳細 (様式 - 2 - 1 ~ 2)
- ③ V E 提案による概算低減額及び算出根拠 (様式 - 3)
- ④ その他、必要と思われる資料

(2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を請負者に求めることができる。

(3) 請負者が行う V E 提案書類の提出は、当該提案に係る部分の工事に着手する 3 5 日前までとする。

(4) V E 提案等の提出に要する費用は、請負者の負担とする。

## 5 VE提案の審査

- (1) VE提案の審査に当たって発注者は、必要に応じて請負者から提案内容についてのヒヤリングを実施して、施工の確実性、安全性及び標準案と比較した経済性等を評価し、VE提案の採否を決定する。
- (2) 発注者はVE提案の採否について、VE提案採否通知書(様式-4)により、原則として、VE提案書の受領後14日以内に請負者に通知する。

## 6 設計変更等

- (1) VE提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、発注者は設計図書を変更し、請負代金額を変更する。
- (2) VE提案に基づく請負代金額の変更を行う場合において発注者は、VE管理費として、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額を計上する。
- (3) VE提案が適正と認められた後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。なお、この場合、発注者は請負者に対してVE提案に対する変更提案を求めることができ、請負者はこれに応じるものとする。

## 7 VE提案内容の取扱い

VE提案の内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

## 8 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った請負者の責任が軽減されるものではない。

## 契 約 後 V E 提 案 書

契約担当者 ○○ ○○ 様

請負者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

工事請負契約書追加条項第 19 条の 2 に基づき、V E 提案書を提出します。

工 事 名 :  契約締結日 :	連絡者 氏 名 T E L F A X	
V E 提案の概要		
番 号	項 目 内 容	概算低減額(千円) (直接工事費)
概 算 低 減 額 合 計		

注 1) 各項目内容の詳細は、別紙様式-2、3による。

注 2) 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙に追記のこと。(以下の様式も同様)

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 設計書の定める内容と、V E 提案の内容の対比

【標準案】・・・略図等	【V E 提案】・・・略図等
-------------	----------------

(2) 提案理由

--

(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

--

(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

--

番号		項目内容	
----	--	------	--

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

(7) その他



